

お客さま各位

令和5年8月16日
湖東信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「ことら送金」の取扱いを開始するにつき、手形・小切手の決済資金への充当時限を明確にするため、下記の通りに当座勘定規定を改定いたします。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、当金庫ホームページ上に掲載し、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承願います。

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 対象となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

- (1) 当座勘定規定（一般用）

| 改定後 | 改定前 |
|--|---|
| 第1条～第8条 省略（変更なし） 第9条（支払の範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 第10条～第28条 省略（変更なし） | 第1条～第8条 省略（変更なし） 第9条（支払の範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 新設</u> <u>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 第10条～第28条 省略（変更なし） |

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| <p>第1条～第9条 省略（変更なし）</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>第11条～第25条 省略（変更なし）</p> | <p>第1条～第9条 省略（変更なし）</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 新設</u></p> <p><u>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>第11条～第25条 省略（変更なし）</p> |

以上